



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年11月8日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県産材流通課 木造建築推進室	消費対策係	中村 恭 神戸 慶造	内線 4366 直通 058-272-8487 FAX 058-278-2705
	販路拡大係	中山 潤	内線 4367 直通 058-272-8487 FAX 058-278-2705
森林経営課 林業改革室	木質バイオマス 産業係	和田 将也	内線 4390 直通 058-272-8491 FAX 058-278-2706
森林活用推進課	森林活用係	森 芳美 反中 良太	内線 4344 直通 058-272-8472 FAX 058-278-2702

第3回「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定」締結式等を実施しました

県では、令和5年4月1日に施行した「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（※）」に基づき、事業者が県と連携して県産材の利用促進及びPRに取り組むことで、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成、地域経済の活性化を目指しています。

11月2日（土）に、第3回目となる標記協定締結式を行い、新たに6事業者と協定を締結しました。協定締結者を代表して、名鉄グループ代表の名古屋鉄道株式会社常務取締役の安藤直樹氏が挨拶し「県産材の積極的な導入、木造化・内装木質化などを推進していく。直近では、新穂高ロープウェイの山頂西穂高口駅舎のリニューアルや、ロープウェイ中間にある鍋平高原エリアのリニューアルにおいて、岐阜県産材を活用させていただく予定である」と述べられました。

また、同日に「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進表彰」表彰式、「匠の国・岐阜県伝統建築家」認定証授与式、「岐阜県木質バイオマス利用優良事例表彰」表彰式を実施しました。

併せて、「ふるさとぎふ振興寄付金」をいただいた3者への知事感謝状贈呈式も実施しました。

記

- 1 日時：令和6年11月2日（土）10：00～11：00
- 2 会場：OKBふれあい会館 3階大会議室

3 内容：

(協定締結・表彰の概要、対象者、当日写真は別紙参照)

- ① 第3回「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定」締結式
- ② 「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進表彰」表彰式
- ③ 「匠の国・岐阜県伝統建築家」認定証授与式
- ④ 「岐阜県木質バイオマス利用優良事例表彰」表彰式
- ⑤ 「ふるさとぎふ振興寄付金」への寄附に対する感謝状贈呈式

4 その他：

本協定締結式等は「ぎふ森の恵み感謝祭」会場で実施予定でしたが、雨天により中止となったため、会場を変更して協定締結式等のみ実施しました。

(※) 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例の概要（令和5年4月1日施行）

県産材の利用について県民等の理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与するため、県産材の利用の促進に関する、関係者の責務・役割、基本的施策等を定めた条例

■関係者の責務・役割

【県の責務】県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進、関係者との協同及び連携、市町村への協力

【森林所有者の役割】所有する森林の適切な整備及び保全

【事業者の役割】他の事業者との相互の連携、県産材の利用、県の施策への協力

【県民の役割】県産材の利用についての理解、県産材の積極的な利用 など

■主な基本的施策

	事項	取組み内容
1	県産材利用推進計画の策定	県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項や目標等を位置付け
2	県の建築物における県産材利用	県産材利用推進計画で定めるところにより、県の建築物を木造化及び木質化
3	相談体制の整備	県産材を利用した建築物等に関する相談体制を整備
4	県産材利用促進協定	事業者の県産材利用促進構想の達成のための件と事業者による協定の締結
5	木質バイオマスの利用促進	木質バイオマスの「多段階」利用の促進及び新分野における利用の促進
6	炭素貯蔵量の認定	建築物等に利用された県産材の炭素貯蔵量の認定及び講評
7	表彰	県産材の利用の促進に関し顕著な功績があると認められる者を表彰